

令和4年第4回定例会（令和4年12月13日）

議 案 概 要

種別	番号	議 案	概 要
議案	76	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件	<p>国家公務員の定年の引上げ等を踏まえ、「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されること等に伴い、本市においても国家公務員に準じて同様の措置を講ずる等関係条例の整備を行うため、本条例を制定しようとするもの。</p> <p>1. 職員の定年等に関する条例の一部改正関係</p> <p>○定年の段階的引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（現行）60歳 → 65歳（2年度に1歳ずつ引上げ）</li> <li>・現行の再任用制度の廃止</li> <li>・段階的引上げ期間中は、定年から65歳までの経過措置として現行と同様の制度を存置</li> </ul> <p>○役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理監督職の職員を、60歳で管理監督職以外の職に降任又は転任（降給を伴うもの）させる制度を導入</li> <li>・降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に引き続き管理監督職の勤務を可能とする特例を規定</li> </ul> <p>○定年前再任用短時間勤務制</p> <p>60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、定年まで短時間勤務の職に再任用することができる制度を導入</p> <p>2. 貝塚市職員給与条例の一部改正関係</p> <p>○60歳以上の職員の給料に関する特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に適用される給料月額を7割水準に設定</li> <li>・役職定年により降任等をした職員の給料月額は、降任等前の7割水準に設定</li> </ul> <p>○退職手当の基本額の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当分の間、60歳到達後、非違なく退職した者に対する退職手当の基本額を、「定年」を理由とする退職と同様に算定</li> <li>・給料月額の7割措置等により給料月額が減額される場合、減額前の額等を考慮して退職手当の基本額を算定</li> </ul> <p>3. その他関係条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>・公益法人等への職員の派遣等に関する条例</li> <li>・職員の分限に関する条例</li> <li>・職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</li> <li>・貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</li> <li>・貝塚市職員の育児休業等に関する条例</li> <li>・初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例</li> <li>・企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例</li> </ul> <p>4. 職員の再任用に関する条例の廃止</p> <p>5. 施行日 令和5年4月1日（一部の規定は、公布の日）</p>

種別	番号	議案	概要
議案	77	貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	<p>本年8月8日付けで国家公務員の給与について人事院勧告が行われたことに伴い、これに準じて本市職員の給料等を改定するとともに、市長、副市長等の期末手当について、一般職の職員と同様の措置を講ずるため、関係条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貝塚市職員給与条例の一部改正関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○給料表の改定(令和4年4月1日に遡及して適用) 人事院勧告に基づく新給料表(月額引上げ)に準じて改定</li> <li>○令和4年12月期の勤勉手当の支給率の改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用職員及び特定任期付職員以外の職員 (現行)100分の95 → 100分の105</li> <li>・再任用職員 (現行)100分の45 → 100分の50</li> </ul> </li> <li>○令和4年12月期の特定任期付職員の期末手当の支給率の改定 (現行)100分の162.5 → 100分の167.5</li> <li>○令和5年度以降の勤勉手当の支給率の改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再任用職員及び特定任期付職員以外の職員 (令和4年12月期)100分の105 → 100分の100</li> <li>・再任用職員 (令和4年12月期)100分の50 → 100分の47.5</li> </ul> </li> <li>○令和5年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給率の改定 (令和4年12月期)100分の167.5 → 100分の165</li> </ul> </li> <li>2. 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正関係(令和4年4月1日に遡及して適用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職初任給基準表の改定 (現行)14万9,500円乃至18万8,700円 → 15万3,500円乃至19万1,700円</li> <li>・医療職初任給基準表の改定 (現行)15万4,900円乃至33万6,800円 → 15万8,900円乃至33万9,800円</li> </ul> </li> <li>3. 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○給料表の改定 人事院勧告に基づく新給料表(月額引上げ)に準じて改定</li> <li>○令和5年度以降の期末手当の支給率の改定 (現行)100分の120 → 100分の125 ※日額又は時間額で報酬を定める者を除く。</li> </ul> </li> <li>4. 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年12月期の期末手当の支給率の改定 (現行)100分の212.5 → 100分の222.5</li> <li>○令和5年度以降の期末手当の支給率の改定 (令和4年12月期)100分の222.5 → 100分の217.5</li> </ul> </li> <li>5. 施行日 公布の日(一部の規定は、令和5年4月1日)</li> </ol>

種別	番号	議案	概要
議案	78	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	<p>本市議会議員の期末手当について、市長、副市長等と同様の措置を講ずるため、本条例を改正しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年12月期の期末手当の支給率の改定 (現行) 100分の212.5 → 100分の222.5</li> <li>○令和5年度以降の期末手当の支給率の改定 (令和4年12月期) 100分の222.5 → 100分の217.5</li> <li>○施行日 公布の日 (一部の規定は、令和5年4月1日)</li> </ul>
	79	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例制定の件	<p>来庁者及び市民等の利便に資することを目的に、貝塚市庁舎及び庁舎周辺の市の施設に設ける駐車場の管理及び運営について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするもの。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○名称及び位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所第1駐車場 貝塚市島中一丁目17番1号</li> <li>市役所第2駐車場 貝塚市島中一丁目18番1号</li> <li>市民文化会館駐車場 貝塚市島中一丁目18番1号</li> <li>保健・福祉合同庁舎駐車場 貝塚市島中一丁目18番8号</li> <li>総合体育館駐車場 貝塚市島中一丁目13番1号</li> </ul> </li> <li>○使用料(1時間までごと) <ul style="list-style-type: none"> <li>午前7時から午後10時まで 200円(4時間以内は原則無料)</li> <li>午後10時から翌日午前7時まで 100円(30分以内は原則無料)</li> <li>※入場から24時間までごとの最大料金は3,000円</li> <li>※使用料は後納とし、原則として不還付</li> <li>※特別の事由があるときは減免</li> </ul> </li> <li>○使用の制限等 <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の管理に支障がある場合等において、入場の拒否又は退場を命ずることが可能である旨を規定</li> </ul> </li> <li>○損害賠償 <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の施設等の汚損、損傷又は滅失に係る使用者の損害賠償義務を規定</li> </ul> </li> <li>○免責事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場で市の責めに帰することができない事由により生じた損害に係る免責について規定</li> </ul> </li> <li>○施行日 <ul style="list-style-type: none"> <li>公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日</li> </ul> </li> </ul>
	80	損害賠償の額を決定する件	<p>本年6月16日、本市堀三丁目の市が管理する道路において、歩行者が路面と排水溝との間に生じていた段差につまずいて転倒し、左足関節等を負傷した事故について、損害賠償の額を決定しようとするもの。</p> <p>○損害賠償額 384,011円</p>
	81	人権擁護委員の候補者推薦について意見を求める件	<p>令和5年6月30日をもって任期満了となる、喜多宗治委員及び佃英男委員の後任候補者を推薦することについて、意見を求めようとするもの。</p>